

教保第1164号
平成29年10月18日

各市町村教育委員会教育長
各小・中学校長
各教育事務所長 } 殿

沖縄県教育委員会
教育長 平敷 昭人
(公印省略)

自転車利用者に対するルール遵守徹底について（通知）

平素より、学校安全教育に対し、御理解と御協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、みだしのことについては、各学校における交通安全教室等において、御対応いただいているところでございますが、今年度10月14日現在、県内小学生、中学生の自転車による重大な事故が数件発生しており、尊い命が失われるなど大変憂慮すべき状況にあります。

事故発生の主な要因が、交差点における一時不停止や安全不確認、車道への飛び出しなどであり、基本的な交通ルールやマナーを守ることで事故を防ぐことができたのではないかと推測されます。

警察庁の自転車事故の分析によれば、小学校3年生以降に事故発生が多くなり、中学校1年生で増加する傾向にあることから、なお、一層の自転車利用者のルール遵守を図り、自転車の安全利用を推進する必要があります。

各学校におかれましては、改めて下記の点に留意し、児童・生徒への安全指導を徹底するとともに、保護者への注意喚起をお願いいたします。

また、各市町村教育委員会におかれましては、貴所管の小・中学校への周知をお願いいたします。

なお、各教育事務所においては、本件について御承知おきください。

記

- 安全ルールを守る
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ・ 二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点打
- 子どもはヘルメットを着用
- 車道は左側を通行
- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ※但し、次の場合は歩道を走ることができる。
 - ・ 運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、又は身体障害者であるとき
 - ・ 道路工事や駐車する車が多いなど、車道又は交通の状況からみて危険を避けるため歩道を通ることがやむを得ないとき
- 歩道を走る場合は歩行者優先で車道寄りを徐行
 - ※歩道ではすぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければならない。

本件問い合わせ先
沖縄県教育庁保健体育課 学校安全・給食班
学校安全担当 島田 毅
電話 098-866-2726
FAX 098-862-0472